

川西町新庁舎整備検討委員会 第1回委員会
次 第

日時：平成29年9月11日（月）19：00～
場所：川西町中央公民館 大ホール

- 1 開 会
- 2 設置要綱説明
- 3 委嘱状交付
- 4 町長挨拶
- 5 委員紹介
- 6 委員長・副委員長指名
- 7 説明及び協議
 - (1) 委員会の運営について
 - (2) 検討の経過について
 - (3) 新庁舎整備に係る町の検討案について
 - ①新庁舎の整備位置
 - ②新庁舎の基本的機能
 - ③新庁舎の規模
 - ④新庁舎の概算事業費
 - (4) 当面のスケジュールについて
 - (5) その他
- 8 その他
- 9 閉 会

川西町新庁舎整備検討委員会 委員等名簿

【委員】

(順不同・敬称略)

区分	役職	氏名	所属	職名	地区	備考
1号委員	委員	山口徳夫	川西町自治会長連合会	会長	小松	
	委員	星野廣志	川西町センター長会	会長	吉島	
2号委員	委員	松浦衛	川西町商工会	会長	小松	
	委員	山田順一	山形おきたま農業協同組合	副組合長	玉庭	
	委員	藤倉利英	川西町まちづくり委員会	委員長	犬川	
	委員	安部眞	川西町身体障害者福祉協会	会長	犬川	
	委員	齋藤二男	川西町消防団	団長	大塚	
委員	菅美和子	川西町女性団体連絡協議会	会長	玉庭		
3号委員	委員	長谷川潔美	山形県産業技術振興機構	専務理事(兼)事務局長		
	委員	岡田清一	東北福祉大学	嘱託教授		
4号委員	委員	吉村広喜	公募		東沢	
	委員	福島誠	公募		中郡	
5号委員	委員	井上清人	青年代表		中郡	

【川西町】

番号	区分	氏名	所属	職名	備考
1		原田俊二	川西町	町長	
2		山口俊昭	川西町	副町長	
3		鈴木清隆	総務課	総務課長	
4		井上憲也	未来づくり課	未来づくり課長	
5		遠藤準一	未来創造室	未来創造室長	事務局長兼務
6		島貫啓一	税務会計課	税務会計課長	
7		奥村邦彦	産業振興課	産業振興課長	
8		吉田良司	地域整備課	地域整備課長	
9		緒形信彦	教育総務課	教育総務課長	
10		淀野芳広	健康福祉課	健康福祉課長	

【アドバイザー】

番号	区分	氏名	所属	職名	備考
1		庄司久一	(公財)山形県建設技術センター	参事(兼)建築課長	
2		安達真也	(公財)山形県建設技術センター	技師	

【事務局】

番号	区分	氏名	所属	職名	備考
1	事務局長	遠藤準一	未来創造室	未来創造室長	
2	事務局員	奥村正隆	未来づくり課	政策調整主幹	
3	事務局員	米野宏	未来づくり課	財政主査	
4	事務局員	後藤毅	未来創造室	未来創造主査	
5	事務局員	大野大介	未来創造室	主任	
6	事務局員	高橋和久	未来創造室	主事	

川西町新庁舎整備検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 川西町新庁舎整備の推進に対して意見及び助言等を得るため、川西町新庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見・助言等を行う。

- (1) 新庁舎整備の基本計画に関すること。
- (2) 新庁舎整備の設計に関すること。
- (3) その他新庁舎整備に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は15名以内とし、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 自治組織の代表者等
- (2) 公益団体の代表者等
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が特に必要と認めた者

2 委員会は、必要な意見や助言を求めるため、専門的見識を有するアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

2 事故、その他の事由で、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長は町長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、町長が任命する。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は町長が任命する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、平成31年3月31日をもって効力を失う。

川西町新庁舎整備検討委員会会議運営について（案）

1 会議について

- (1) 会議は、原則として公開とする。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を公開しないことができる。この場合、委員長が委員会に諮ったうえで、非公開の決定を行う。
- (3) 会議の開催時間については、各委員が出席しやすい時間帯を考慮して設定する。

2 会議資料について

会議資料は、原則として会議終了以降、町ホームページで公開し、事務局において閲覧する。

3 会議録の作成について

- (1) 会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成する。事務局は会議録作成のため、会議内容を録音することができる。
 - ①会議名、開催日時、開催場所、委員の出欠
 - ②議題
 - ③傍聴人の数
 - ④審議内容
 - ⑤その他必要な事項

傍聴にあたっての注意事項（案）

会議の傍聴に当たり、次の事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) アラーム付きの時計、携帯電話等、音の出る機器については電源を切るか音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
- (3) 傍聴中の撮影・録音はできません。
- (4) 静粛を旨とし、会議進行の妨害になるような行為は慎んでください。
- (5) 説明、発言等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- (6) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- (7) 傍聴中、食事及び喫煙はご遠慮ください。
- (8) 傍聴中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- (9) 刃物その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (10) その他、事務局の指示に従うようお願いいたします。

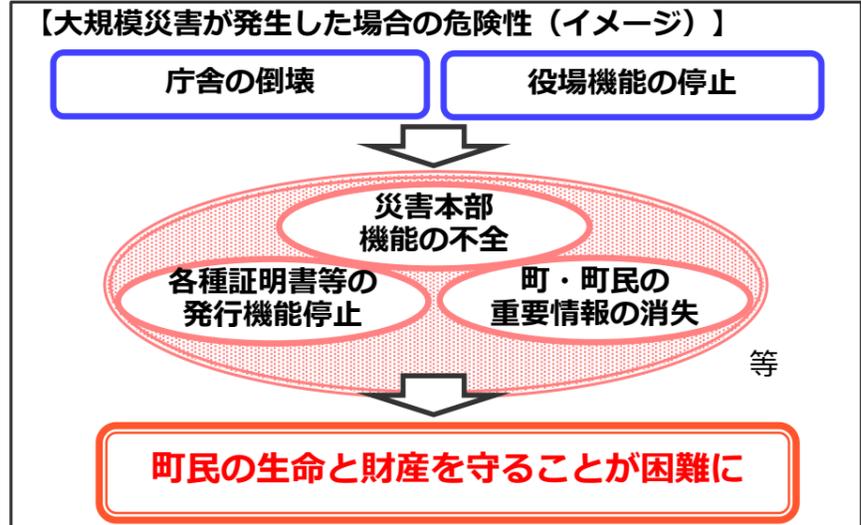
川西町新庁舎整備検討委員会事務局
(川西町未来創造室)

役場新庁舎の整備に向けて

平成29年9月11日
川西町新庁舎整備検討委員会
提出資料

【現庁舎の主な現状】

- 施設の老朽化
本庁舎は築58年を経過し、老朽化が顕著
※本庁舎、中央公民館の耐用年数は50年
- 大地震での倒壊の危険性
本庁舎は、昭和56年の新耐震基準以前の建造物
平成26年度に耐震診断を実施
→【結果】**震度6強の地震で崩壊、倒壊の危険性が高い**
耐震工事には約8億円が必要
- 町民サービス機能の低下
分散化（分庁舎、中央公民館、川西町交流館）
狭あい化（事務、書庫、駐車場等）
災害対応への懸念（防災本部機能）
バリアフリー、環境負荷、高度情報化対応への限界

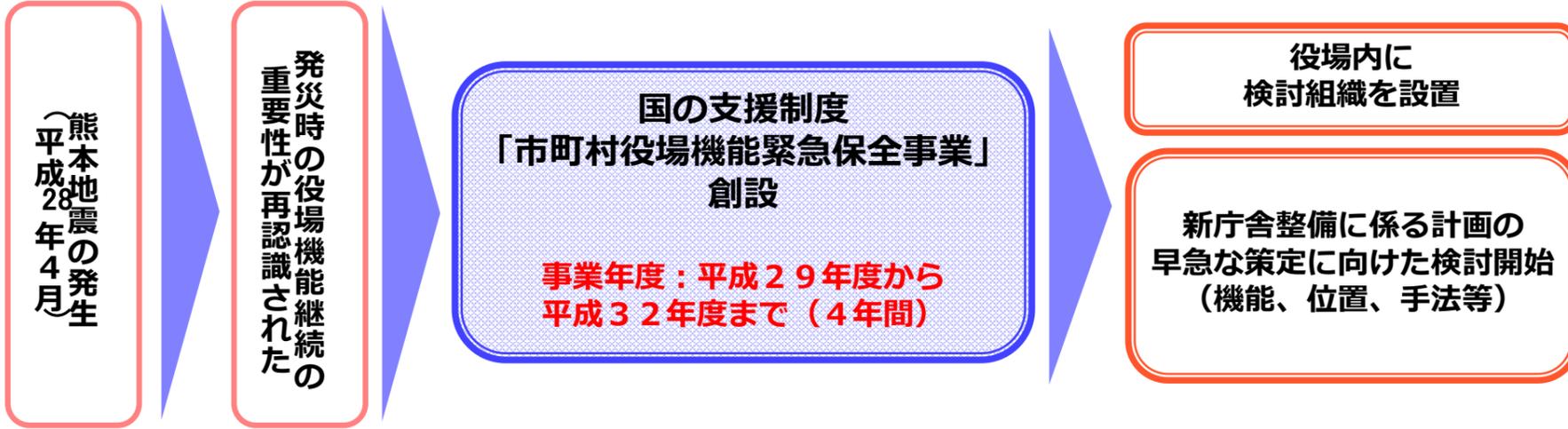


【新庁舎整備の必要性】

- 町民の生命と財産を守る
災害対応拠点の整備
- 町民の利便性の向上
- まちづくり拠点の形成

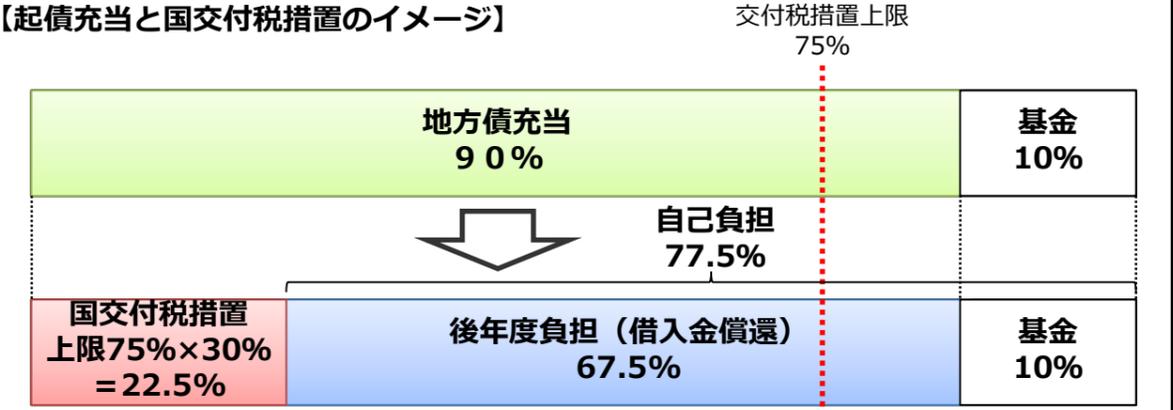
【各種計画での位置付け】

- かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）
「公共施設等総合管理計画に基づき、効果的、効率的な公共施設の管理運営を図る。施設の更新整備については、機能の複合化などに努め、計画的な施設整備を推進する。」
- 公共施設等総合管理計画
「役場庁舎については、災害対応の重要な拠点となることから、町民の安全・安心を考えるうえでも、町民の理解を得ながら更新整備の検討を進める。」

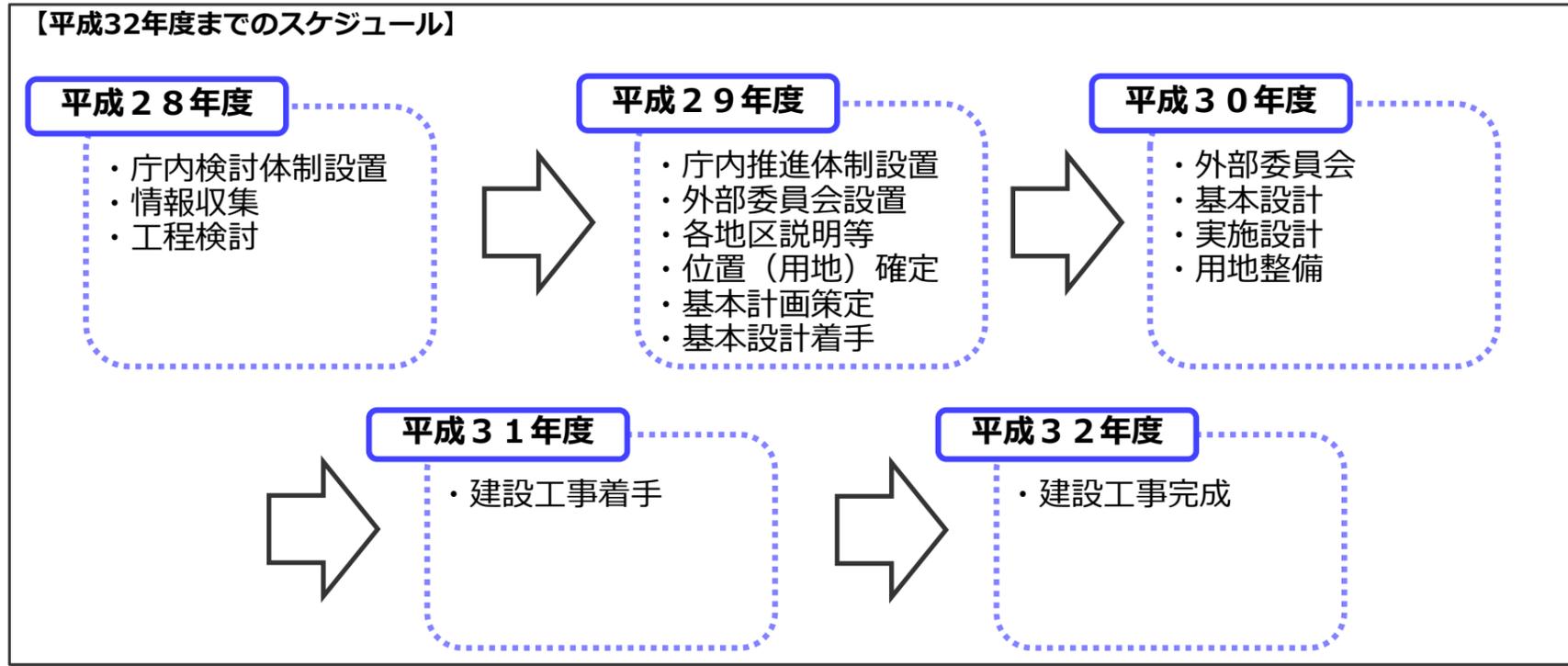


【市町村役場機能緊急保全事業の概要】

- 対象事業
昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建て替え事業
- 要件
平成32年度までの完成
- 財政措置
(1) 地方債充当率：**起債対象経費の90%以内**
(2) 交付税措置：**起債対象経費の75%を上限として充当した額の30%**
→**実質的な交付税措置：75%×30%=22.5%**



他の有利な財源の活用についても調査・検討を進める



本年度に町民との意見交換・合意形成のため地区説明会を実施

新庁舎整備に係る検討の経過

1 検討体制と検討の経過

新庁舎整備を推進するための庁内検討体制を平成29年2月から設置

【平成28年度の構成】

名称	川西町庁舎整備計画 庁内検討会議	幹事会	プロジェクトチーム
主な役割	庁舎建設に関する課題 調整及び整備方針の検 討 等	庁内検討会議の円滑な 運営に資するための調 整 等	資料収集、調査分析 等
メンバー	町長、副町長、教育長、 全課長	副町長、課長(町長指名)	職員
人数	16名	7名	14名
第1回会議	平成29年2月2日(木)	平成29年2月8日(水)	平成29年2月15日(水)
開催回数	1回	2回	5回 (全体会、班別会)
備考			2班体制(機能検討、位 置検討)に編成

【平成29年度の構成】

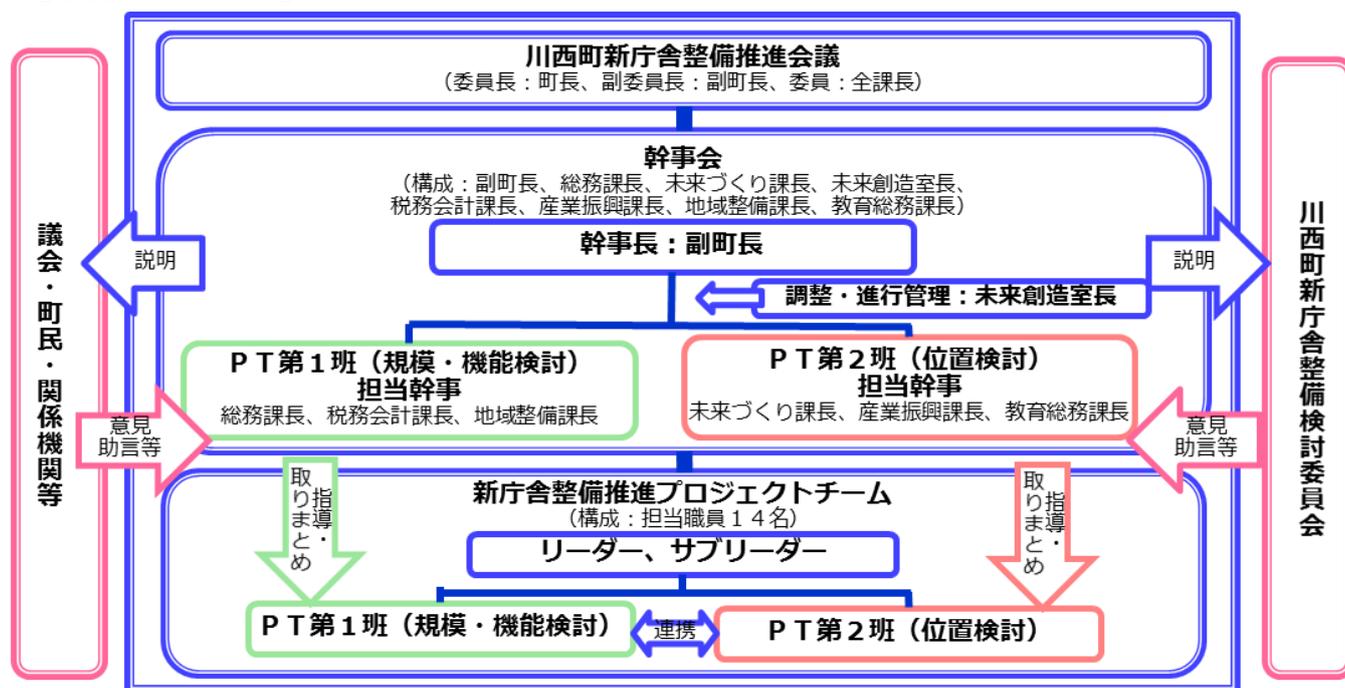
名称	川西町新庁舎整備 推進会議	幹事会	プロジェクトチーム
主な役割	新庁舎整備の推進に関 すること 等	推進会議の円滑な運営 に資するための調整 等	資料収集、調査分析 等
メンバー	町長、副町長、教育長、 全課長	副町長、課長(町長指名)	職員
人数	16名	8名	14名
第1回会議	平成29年4月21日(金)	平成29年5月23日(火)	平成29年4月28日(金)
開催回数 (9月11日現在)	10回	10回	20回 (全体会、班別会、打ち合わせ会議)
備考	平成29年4月に「川西 町庁舎整備計画庁内検 討会議」から改組	プロジェクトチームの 班別担当幹事を設置	

2 川西町新庁舎整備検討委員会の設置

新庁舎整備の推進について意見・助言等を得るため、外部委員会を設置

- ・ 主な役割：新庁舎整備の推進に対する意見・助言等を行う
- ・ メンバー：別添委員名簿のとおり(13名)

【検討体制の体系】



3 情報収集・先行事例調査の実施

(1) 県内先行市町村等からの情報収集の実施

先行して整備を進めている県内市町村等を訪問し、情報収集を実施

訪問先：東根市、白鷹町、真室川町、庄内町、尾花沢市、公立置賜南陽病院

(2) 県外先進事例調査の実施

近年庁舎を建設した自治体を訪問し、調査を実施(幹事、プロジェクトチーム委員が同行)

訪問先：千葉県白井市、福島県川俣町、福島県国見町、福島県石川町

4 基本計画策定等支援業務の委託

基本計画の検討・策定に係る調査、分析、資料作成等について、専門的知見を有する事業者
に支援業務を委託

主な内容：①基本計画策定に向け必要となる各種資料の作成・収集

・新庁舎の機能、規模、構造、事業手法等に係る資料の作成

・新庁舎整備に係る想定事業費の積算 等

②基本設計事業者選定に係る各種資料の作成・収集

③各種会議等に出席しての技術的観点からの助言

委託先：公益財団法人 山形県建設技術センター

(山形市緑町1-9-30)

5 説明会等の開催

新庁舎整備に係る説明会を以下のとおり開催

なお、9月下旬以降、町内各地区での説明会を開催予定

日時	説明先	主な内容
5月18日(木)	西区自治会連合会研修会	役場新庁舎の整備に向けて
6月27日(火)	川西町商工会	役場新庁舎の整備に向けて
8月7日(月)	小松地区自治会(西区・中区)	新庁舎整備位置(案)について
8月9日(水)	小松地区自治会(南区・北区)	新庁舎整備位置(案)について

6 町議会への説明の実施

新庁舎整備に係る町議会への説明を以下のとおり実施(委員会:8回、全員協議会:5回)

日時	会議名	主な内容
5月12日(金)	産業厚生 常任委員会協議会	新庁舎整備に向けた今後の進め方について
5月16日(火)	総務文教 常任委員会協議会	同上
5月22日(月)	議会全員協議会	同上
6月8日(木)	新庁舎整備 特別委員会小委員会	市町村役場機能緊急保全事業について
6月9日(金)	総務文教 常任委員会	新庁舎整備に向けた基本的な考え方等について
6月16日(金)	議会全員協議会	同上
7月24日(月)	総務文教 常任委員会協議会	川西町新庁舎整備基本計画策定に向けた検討状況について
7月27日(木)	議会全員協議会	新庁舎整備位置(案)について
8月9日(水)	新庁舎整備 特別委員会小委員会	新庁舎整備位置選定の経過について
8月17日(木)	総務文教 常任委員会協議会	基本的機能(案)の考え方について
8月21日(月)	議会全員協議会	同上
9月5日(火)	総務文教 常任委員会協議会	新庁舎に係る規模算出の考え方について 新庁舎整備に係る概算事業費の考え方について
9月7日(木)	議会全員協議会	同上

新庁舎整備位置の検討について

平成29年9月11日
川西町新庁舎整備検討委員会
提出資料

【検討の経過】

位置を検討する際の基本的な考え方の整理

- 地方自治法第4条第2項への準拠
- 国の支援制度の期限までに完了すること
- 多大な用地費等が発生しないこと

※地方自治法第4条第2項

地方公共団体の事務所の位置を定め又これを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

基本的な考え方に基づき
町有地を中心に検討

- 実現性
- 経済性
- まちづくり

諸課題の内在を確認

- 用地拡張・取得
 - アクセス・環境整備
 - 家屋移転補償
 - 施工上の課題
- 等

町有地以外の
土地を検討に
加え、更なる
検討

候補地の絞り込み

- 現庁舎地
- 山形おきたま農業協同組合本店南側隣接地

【候補地の比較検討（課題等の整理）】

※現庁舎地は、5つのパターンを設定して検討

(凡 例)

：工事に関する項目

：解体・移転に関する項目

：土地に関する項目

現庁舎地					山形おきたま 農業協同組合本店 南側隣接地
①本庁舎駐車場に建設	②本庁舎以外を 解体して建設	③本庁舎を 解体して建設	④敷地を取得して建設	⑤耐震補強工事を実施	
<ul style="list-style-type: none"> 敷地が狭く、高階層の庁舎となり、建設コストが増大 敷地が狭く、工事施工が困難 工事スペース、資材置場等の確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館の解体、移転先の確保 小松地区交流センターとの調整 敷地が狭く、工事施工が困難 工事スペース、資材置場等の確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設庁舎の設置 仮設庁舎、新庁舎への引越、機器移転コストが増大 	<ul style="list-style-type: none"> 駅前県道へのアクセスの確保 用地取得・家屋移転補償に要する期間の確保が困難 中央公民館の解体、移転先の確保 小松地区交流センターとの調整 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設庁舎の設置 仮設庁舎、新庁舎への引越、機器移転コストが増大 「基礎の補強は困難」との診断結果 補強工事費は概算で8億円 長寿命化には別途大規模改修が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 農振除外、農地転用の手続 用地取得、土地造成の実施 工事スペース、資材置場等の確保が容易
<p>工事中の役場業務の継続、町民サービスの維持、駐車場確保等が困難</p>					<p>工事中の役場業務の継続、町民サービスの維持、駐車場確保等が可能</p>

「山形おきたま農業協同組合本店南側隣接地」を新庁舎整備位置に選定

新庁舎整備位置に際し検討した町有地(現庁舎地を除く)

※各町有地を中心とした半径800mの円を表示

- 凡例
- 公共施設
 - 幼保、学校
 - 金融機関
 - 医療機関
 - 商業施設

- ① 旧川西町埋蔵文化財資料展示館跡地
- ② 川西町総合運動公園多目的グラウンド
- ③ 羽前小松駅東口周辺
- ④ 公立置賜川西診療所、小松保育所跡地
- ⑤ 川西町交流館敷地内
- ⑥ 高山小学校跡地



【施設の内訳】

公共施設 (10施設) : 羽前小松駅、川西消防署、米沢警察署川西駐在所、フレンドリープラザ、町民総合体育館、農村環境改善センター、中央公民館、川西ダリヤ園、浴々センターまどか、生きがい交流館

教育施設 (7施設) : 小松幼稚園、小松保育所、美女木げんき保育園、あおぞら保育園、小松小学校、川西中学校、置賜農業高校

金融機関 (5施設) : 山形銀行小松支店、米沢信用金庫川西支店、山形中央信用組合小松支店、JA山形おきたま農業協同組合、小松郵便局

医療機関 (8施設) : 公立置賜川西診療所、斎藤内科循環器科、きじまクリニック、長十歯科医院、松岸歯科医院、安川歯科クリニック、ふなやま歯科医院、柄沢医院

商業施設 (10施設) : ヤマザワ川西店、うめや川西店、マルトドラッグ川西店、セブンイレブン川西町上小松店、ファミリーマート川西上小松店、ローソン川西上小松店、ローソン川西中小松店、かわにし森のマルシェ、コメリド&グリーン川西店、ひらせいホームセンター

新庁舎整備位置の検討の対象とした町有地（現庁舎地を除く）

名称	主な特徴・課題等			
	現庁舎地との距離	国の支援制度期限までの完了	多大な用地費等の発生	まちづくり
旧川西町埋蔵文化財資料展示館跡地	○	町道の付け替えを行い、面積の確保が必要	町道の付け替え費、下水道整備費、アクセス道の歩道整備費等、多大な経費を要する	中心市街地から相当離れており、一体的なまちづくりについて課題が大きい
川西町総合運動公園多目的グラウンド	○	既存施設の代替機能確保が必要	敷地へのアプローチ整備費、下水道整備費、アクセス道の歩道整備費等、多大な経費を要する	中心市街地から相当離れており、一体的なまちづくりについて課題が大きい
羽前小松駅東口周辺	○	羽前小松駅東口の土地利用計画の変更、美女木ニュータウン住民との合意形成及び新たな環境整備が必要なことから、4年間での整備が困難	土地開発公社管理用地購入費や生きがい交流館の移転費、国道・町道等とのアクセス確保のための環境整備費等、多大な経費を要する	美女木ニュータウン住民との合意形成が必要 分譲実施要綱による制限（建築物の高さ）あり 駐車場確保や雪対策に課題あり
公立置賜川西診療所、小松保育所跡地	○	診療所、保育所の建替え、移転、除却等が必要であり、4年間での整備は困難	/	
川西町交流館敷地内	×			
高山小学校跡地	×			

新庁舎整備における基本的機能(案)の考え方について

【現状と課題】

①耐震性の不足

- 平成26年度耐震診断結果：Is値（構造耐震指標）0.221～0.556
「地震の振動及び衝撃に対して、崩壊、倒壊の危険性が高い」
※耐震補強工事かつ抜本的な大規模改修が必要
- 発災時における役場業務停止、重要情報等消失の懸念

②施設・設備の老朽化

- 本庁舎の老朽化が進行し、安全面に影響
- 部分的な修繕では抜本的な解決が困難
- 高齢者・障がい者等に配慮した機能の不足

③施設の分散化・狭隘化による町民サービス機能の低下

- 役場機能の分散
（第1分庁舎（地域整備課）、第2分庁舎（産業振興課、農地林務課）、中央公民館（教育総務課）、川西町交流館（生涯学習課））
- 分散化、狭隘化により、効率的な事務執行、ワンストップサービス、待合室の確保、子育て世代への対応、プライバシーの保護等の町民サービス機能の低下
- 駐車場の狭隘による、利便性の低下
- 会議室等の不足

【基本理念・基本方針】

役場は、町民の生命と財産を守り、町民の安全・安心確保や発災時における円滑な復旧・復興に向けた拠点となる。

また、町が町民と協力して進める「協働のまちづくり」を推進するための拠点としても位置付けられる。

さらに、町民の暮らしに直結する行政サービスを切れ目なく提供するため、町民の利便性を確保するとともに、町民から親しまれる役場であることが求められる。

これらのことから、円滑な役場業務を遂行するための庁舎は、災害に強く、町民に親しまれる庁舎であることが必要である。

基本理念

「町民の安全・安心を守り
協働のまちづくりを推進する拠点」

基本方針

- ①町民の暮らしを守る庁舎
- ②町民にひらかれた利用しやすい庁舎
- ③ひとと環境にやさしい庁舎
- ④効率的で機能性・経済性の高い庁舎

【基本理念・基本方針及び基本的機能の体系】

基本理念

町民の安全・安心を守り協働のまちづくりを推進する拠点

基本方針

町民の暮らしを守る
庁舎

町民にひらかれた
利用しやすい庁舎

ひとと環境に
やさしい庁舎

効率的で機能性・
経済性の高い庁舎

基本的機能の方向性

耐震性・安全性の確保
・耐震強度の確保 等

防災機能の確保
・防災機器の充実
・災害対策室 等

行政機能の集約
・窓口、案内機能の向上 等

情報発信・交流機能の充実
・情報発信、交流空間の確保 等

ひとにやさしい機能の充実
・相談機能
・キッズエリア 等

ユニバーサルデザインの導入
・誰もが安心して利用できる構造
・プライバシーへの配慮
・駐車場の確保
・有効な雪対策 等

省エネルギー・省資源への配慮
・自然エネルギー、自然素材の活用
・効率的な設備の導入 等

執務環境の効率化
・組織改変等に対する可変性・拡張性の確保
・効率的な文書等保管機能の整備 等

建設・管理コストの縮減
・シンプルで機能的なデザイン
・ライフサイクルコストの低減 等

新庁舎に係る規模算出の考え方について

1 規模算出に係る基本指標

規模算出に係る基本指標を以下のとおり設定

計画人口	「川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における平成 32 年度の目標人口である 15,612 人とする
職員数	平成 29 年 4 月 1 日現在、本庁舎、分庁舎、中央公民館、川西町交流館に勤務している職員 197 名とする (内訳)：特別職 3 名、正職員(県からの派遣職員含む) 151 名、再任用 2 名、臨時・嘱託 41 名
議員数	現時点における川西町議会議員定数条例に定められた議員定数の 15 人とする

2 新庁舎延床面積の検討

(1) 面積上限の確認(市町村役場機能緊急保全事業)

① 上限の考え方

原則として建替え前延床面積を上限とするが、狭隘化などにより建替え前延床面積を用いることが不適当な場合は、建替え後の本庁舎の入居職員数に 1 人あたり 35.3 m²を乗じて得た面積を上限とする。(「平成 29 年度地方債についての質疑応答集」から抜粋)

② 面積算出に用いる入居職員の考え方

入居職員のうち、「地方公共団体定員管理調査」対象の職員(公営企業会計に属する職員は除く)

※特別職、派遣職員、再任用職員、臨時・嘱託職員は調査対象外

【対象職員の整理(平成 29 年 4 月 1 日現在)】

	入居予定職員数(人)
一般行政部門	114
教育部門	15
公営企業会計部門	4
その他(国保・老健・介護)	17
計	150

③ 対象職員数及び面積上限

対象職員数：入居予定職員数 150 名－公営企業会計部門 4 名＝146 名

→延床面積上限：35.3 m²×146 名＝**5153.8 m²**

(2) 現在利用している延床面積の確認

施設名	延床面積(m ²)	備考
本庁舎	1,984.70	公共施設等総合管理計画より抜粋
第 1 分庁舎	729.00	同上
第 2 分庁舎	313.70	同上
ストックヤード(電源室)	150.00	同上
生涯学習課(あいぱる)	185.30	執務室
中央公民館(教育委員会)	113.46	教育長室、教育総務課
中央公民館(会議室、書庫等)	584.58	会議室は各部屋の面積合計を公用利用割合で按分
合 計	4,060.74	

(3) 新庁舎の延床面積算出

①延床面積算出の指標

国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づき算定

②算定基準に設定されていないスペース

個別積み上げによる

③延床面積の算出

項目	主な内訳	新庁舎面積 (㎡)	現庁舎面積 (㎡)	増減 (㎡)
執務室・議会	執務室・議会機能	1,670.30	1,653.11	17.19
廊下・階段・玄関	廊下・階段・玄関・待合スペース等	868.10	600.44	267.66
会議室	会議室、応接室	580.00	541.85	38.15
トイレ・洗面所	トイレ(男女、多機能トイレ)	135.00	108.39	26.61
書庫・倉庫	書庫・倉庫	600.00	435.28	164.72
設備室	機械室・電気室	272.00	184.00	88.00
その他	更衣室、相談室、エレベーター室等	507.00	537.67	▲30.67
合計		4,632.40	4,060.74	571.66

【主な増加要因】

①情報発信・交流空間の充実

情報発信・交流空間を充実させるため、待合スペース等を拡大

②会議室の確保

中央公民館の会議室利用相当分を新庁舎内に確保

③ひとにやさしい機能の充実

多機能トイレや相談室、エレベーター等の機能を追加

④書庫・倉庫スペースの拡充

増大している文書等を保管するスペースを拡充

(4) 新庁舎延床面積(目安)

(3)の算定による延床面積4,632.4㎡から、運用の工夫による会議室の削減、導入設備の精査による削減等を見込み、延床面積の目安は **4,500㎡** を基本とする。

【参考】近隣市町村の状況

区分	設計中		工事着工中		供用中		
	真室川町	庄内町	白鷹町 (複合施設)	尾花沢市	福島県 川俣町	福島県 国見町	福島県 石川町
延床面積(㎡)	3,000 <small>(保健センター別添あり)</small>	4,600	4,616 <small>(庁舎部分1,797) (保健センター別添あり)</small>	4,810	4,525 <small>(保健センター別添あり)</small>	4,825 <small>(保健センター別添あり)</small>	3,185 <small>(保健センター別添あり)</small>
構造	RC造	RC造	木造	鉄骨造	RC造	RC造	RC造
階数	未定	4階	2階	3階	3階	3階+ 地下1階	3階
人口(人)	8,137	21,666	14,175	16,953	14,452	9,512	15,880
入居予定職員(人)	89	139	93	142	146	108	104
議員定数(人)	11	20	14	16	16	12	14

3 駐車場面積について

(1) 駐車台数の算定

新庁舎における来庁者数の想定及び職員等の自家用車利用状況、公用車の利用状況を踏まえ、以下のとおり必要駐車台数を算定

用途	台数(台)	備考
来庁者用	49	「市・区・町村の窓口事務施設の調査(関龍夫著)」及び「最大滞留量の近似的計算(岡田光正著)」に基づき算定
障がい者等用	5	国の「移動等円滑化基準」に基づき、駐車台数全体の1%+2台以上を確保
職員用	150	自家用車通勤者相当数
議員用	15	議員定数
公用車用(車庫含)	41	現況分(中型車39台+大型車2台)
計	260	

(2) 駐車場面積の算定

1台あたりの駐車場面積について、国土交通省「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づき、1台当たりの駐車所要面積を、普通車用25㎡、障がい者用35㎡、大型車用140㎡とし、必要面積を算定

分類	台数(台)	1台あたり面積(㎡)	必要面積(㎡)
普通車用	253	25	6,325
障がい者用	5	35	175
大型車用	2	140	280
合計	260		6,780

この他、雪対策に係るスペース等も想定し、必要な駐車場面積の目安については **7,000㎡** を基本とする。

4 新庁舎の階層・構造について

(1) 敷地面積の内訳

項目	面積(㎡)	備考
新庁舎建設スペース	3,000	
駐車場(車庫含)	7,000	駐車場面積算定より
緑地	500	敷地の3%以上(開発許可基準)
通路等	1,500	敷地の10%程度(現状ベース)
計	12,000	

(2) 新庁舎の階層・構造

新庁舎の建設スペースは概ね3,000㎡が想定されるところであり、その中で建設コストの抑制と1階あたりでの広さを確保するため、新庁舎の階層は **3階建・RC造・耐震構造** を基本とする。

新庁舎整備に係る概算事業費の考え方について

1 事業費算出の指標

- (1) 本体工事、外構工事、解体工事、車庫等
国土交通省「新営予算単価」に基づく（国施設に係る工事費積算の指標）
- (2) 設計・監理関係
国土交通省「官庁施設の設計業務等積算基準」に基づく（国施設に係る設計費積算の指標）
- (3) その他（用地・造成、備品購入、機器移設、引越 等）
個別積上げに基づく

2 本体工事における㎡あたり単価の設定

(1) 新営予算単価による算定

国土交通省「平成 30 年度新営予算単価」による㎡あたり単価：417,947 円

(2) 単価上昇要因の想定

①資材単価、労務単価上昇見込み分

平成 25～30 年度において、新営予算単価は概ね 25%上昇しており、1 年度あたりの上昇率は 5%
→平成 30 年度から平成 31 年度への単価上昇を 5%程度と設定

②消費税アップ分（8%→10%）

③雪対策設備、防災機能の充実

消雪等の雪対策設備や災害対策拠点としての防災機能を想定した単価上昇
→他自治体事例等を参照し、単価上昇を 10%程度と設定

(3) ㎡あたり単価の見込み

上記の単価上昇要因を（1）の㎡あたり単価に反映

①資材単価、労務単価上昇見込み分：417,947×1.05（5%加算）=438,844 円

②消費税アップ分：438,844 円×（1.1/1.08）=446,971 円

③雪対策設備、防災機能の充実：446,971×1.1（10%加算）=491,668 円

→㎡あたり単価を **50万円/㎡** に設定

3 概算事業費の算出

㎡単価の想定と個別積上げにより、概算事業費を以下のとおり算出

【概算事業費の内訳】

項 目	想定事業費 (千円)	主な内容	想定面積等	想定単価 (円/㎡)
本体工事	2,250,000	建築工事、電気設備工事、機械設備工事	4,500 ㎡	500,000
外構工事	150,726	舗装、排水、囲障、構内緑化 等	10,000 ㎡	15,072
車庫等	175,063	現庁舎周辺で使用中の公用車分	900 ㎡	194,514
解体工事	182,025	現存施設解体分	6,200 ㎡	29,359
設計・監理	184,886	基本設計、実施設計、工事監理、発注者支援、測量、地盤調査	個別積上げ	—
用地・造成	201,300	用地取得、土地造成	12,000 ㎡	—
その他	469,500	備品購入、機器移設、引越 等	個別積上げ	—
計	3,613,500			

4 財源

財源については、庁舎建設基金、地方債（市町村役場機能緊急保全事業、一般単独事業、除却事業）及び一般財源を予定。なお、この他の有利な補助金等についても調査を行い、活用に向けて進める。

新庁舎整備位置（案）と現庁舎地との比較

項目		J A本店隣接地	現庁舎地① (仮設庁舎あり)	現庁舎地② (敷地北側拡張)	現庁舎地③ (本庁舎東側駐車場に建設)
条件	敷地面積	12,000㎡	6,000㎡	8,000㎡	6,000㎡
	延床面積	4,500㎡	4,500㎡	4,500㎡	4,650㎡ (エレベーター、トイレ等の面積増)
	階層	3階建	3階建	3階建	7階建
	1階あたり床面積	約1,500㎡	約1,500㎡	約1,500㎡	約660㎡
概算事業費 (単位：千円)	本体工事	2,250,000	2,295,000	2,295,000	2,553,000
	外構工事	150,726	78,978	107,495	78,978
	車庫等	175,063	175,063	175,063	175,063
	解体工事	182,025	182,025	182,025	182,025
	設計・監理	184,886	179,586	179,686	179,586
	用地取得、土地造成	201,300	35,000	105,300	35,000
	家屋移転補償	0	0	135,000	0
	仮設庁舎	0	384,700	243,700	0
	代替駐車場	0	0	9,200	9,200
	その他	469,500	610,250	524,500	494,500
	合計	3,613,500	3,940,602	3,956,969	3,707,352
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得、土地造成が必要 ・農業振興地域整備計画の変更、農地転用が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設庁舎の設置（場所の選定、仮設庁舎の建設）が必要 ・敷地が狭く、工事施工、工事スペース、資材置場等の確保が困難 ・本庁舎解体前に役場機能の移転が必要 ・中央公民館の代替機能の確保が必要 ・小松地区交流センターの移動が必要 ・新庁舎建設後に再度引越し・移転等を行うため、経費が二重に発生 ・冬期間の駐車場確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設スペース確保のため中央公民館・第2分庁舎の解体、敷地の拡張が必要 ・仮設庁舎の設置（場所の選定、仮設庁舎の建設）が必要 ・中央公民館（教育委員会、会議室等）、第2分庁舎（産業振興課、農地林務課）の機能移転が必要 ・中央公民館の代替機能の確保が必要 ・小松地区交流センターの移動が必要 ・敷地拡張のための用地取得・家屋移転補償が必要 ・駅前県道へのアクセスの確保が必要 ・工事期間中の代替駐車場確保が必要 ・工事期間中の役場業務の継続が困難 ・町民サービスの利便性が低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が狭く、高階層の建築物となり、建設コストが増大 ・工事施工、工事スペース、資材置場等の確保が困難 ・工事スペースの制限により難工事となり、工事が長期化 ・中央公民館利用者の安全性と動線の確保が必要 ・工事期間中の代替駐車場確保が必要 ・冬期間の駐車場確保が困難 ・工事期間中の役場業務の継続、町民サービスの維持が困難 	

